

第 2 5 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 5 年 6 月 2 9 日（木）

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年6月29日(木) 午後1時30分から1時50分

2. 開催場所 セタナ町役場 第3会議室

3. 出席委員(15人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	松	崎		豊
委員	1番	渥	美	光	成
	2番	吉	田		優
	3番	高	橋	光	也
	4番	玉	木	久	志
	5番	竹	内	厚	子
	6番	阿	部	紹	子
	7番	森		正	勝
	8番	小	島	敏	人
	9番	大	羽	孝	志
	10番	金	谷	勝	則
	11番	弥	左	輝	彦
	12番	大	口		寧
	13番	日	置	和	彦

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第4	議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
第5	議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
第6	議案第4号 土地現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	丹	羽	優
事務局次長	佐	々	木 正 人

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長 ただいまより第 25 回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆さん大変どうもご苦労様でございました。
本日は予報に反しまして天気が良く、雨が少なかったように思われます。あさって以降の大雨予報も出ていますが、あまりよくわからない状況ですが、気温は高めの日々が続いております。先日の雨の前に畜産農家さんの牧草の収穫も概ね終わり、ある程度順調に進んでいるのではないかと思います。また、水稻、畑作もこのあと災害等なく順調に進んでいてもらいたいと思っております。

会長 また、先日札幌で開催されました北海道農業会議総会、農業年金協議会総会に出席してまいりました。その中で、今年は農業委員の改選期が多くメンバーが入れ替わりがあるとのことで、8月に臨時総会を開く計画があります。その関係で北海道農業会議も慌ただしい状況でございました。

会長 挨拶の終わりに、一つお詫びがございます。先月の協議会におきまして、コロナが落ち着いてきた頃に、皆さんと懇親会を開催しようということでしたが、準備等が間に合わず今回は見送りという形になりました。ご了承願いたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、本日の総会は議案第 4 号まででございます。皆様と慎重審議を進めてまいりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございました。
わたしからもお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。
只今の出席委員は 15 名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第 6 条の規定により総会は成立いたしました。
せたな町農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。

議長 はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第 1 会議録署名委員の指名について】

議長 「日程第 1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、7 番森委員、8 番小島委員を指名いたします。この指名は、第 25 回総会開会中といたします。

【日程第 2 会期の決定について】

議長 「日程第 2 会期の決定について」本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、本日 1 日と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)】

議長 「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局 はい。議案 1 ページをご覧ください。

こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

事務局 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。
農地法第 3 条の規定による農地について、その所有権、賃借権の移転申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。
令和 5 年 6 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 1 ページをご覧ください。
番号 6 番。譲渡人が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。譲受人が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]の畑 1 筆、面積が [REDACTED]㎡、契約内容は贈与でございます。こちらの理由につきましては、農地の贈与を受け、営農に励みたいためでございます。

事務局 資料 2 ページをご覧ください。
番号 7 番。貸主が、[REDACTED]番地、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の田んぼ計 14 筆、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、単価が [REDACTED]円、賃貸価格は [REDACTED]円、期間につきましては許可の日から 1 年間。こちらの理由につきましては、農地を借り入れ、営農に励みたいためでございます。

事務局 資料 3 ページをご覧ください。

事務局

番号 8 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 6 筆、内、田んぼが 1 ヶ所 [REDACTED] m²、畑が 6 ヶ所 [REDACTED] m²、面積が合わせまして [REDACTED] m²、契約内容は賃貸借でございまして、田んぼの単価が [REDACTED] 円、畑の単価が [REDACTED] 円、賃貸価格は [REDACTED] 円、期間につきましては許可の日から 1 年間。こちらの理由につきましては、農地を借り入れ、営農に励みたいためでございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可について】

議長

「日程第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局

はい。議案 2 ページをご覧ください。
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可について
農地法第 5 条の規定による農地について、北海道農業会議への意見聴取の結果、許可相当の回答を得たので、許可を行う。
令和 5 年 6 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 7 ページをご覧ください。
こちらにつきましては、令和 5 年 6 月 2 日、第 24 回総会で審議いただいた農業用倉庫建設のための転用でございます。

事務局

番号 9 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。
転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、地目は田、面積が [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m²、転用の目的につきまして

事務局 は、農業用倉庫建設のため、転用期間は許可の日から永久、位置図・配置図につきましては、11 ページ、12 ページの図 1 のとおりでございます。

事務局 こちらにつきましては、令和 5 年 6 月 20 日の北海道農業会議第 3 回常設審議会において審議され、許可相当の回答を得られたことを確認いたしましたことから許可してよろしいものと考えます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について】

議長 「日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局 はい。議案 3 ページをご覧ください。
議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和 5 年 6 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 13 ページをご覧ください。
番号 77 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。
利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 4 筆、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023 年 6 月 29 日から 2026 年 6 月 28 日までの 3 年間、単価が [REDACTED]円、賃貸価格が [REDACTED]円、継続でございます。

事務局 資料 14 ページをご覧ください。
番号 78 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]

事務局

事務局

事務局

事務局

事務局

事務局

■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、
■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、
■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、
■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、
■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、

の計 76 筆、内、田んぼ 68 筆 ■■■■㎡、畑 3 筆 ■■■■㎡、非農地 5 筆 ■■■■㎡、面積が合わせまして ■■■■㎡、利用目的は水田、普通畑、用悪水路、こちらの契約につきましては使用賃借でございまして、期間につきましては 2023 年 6 月 29 日から 2026 年 6 月 28 日までの 3 年間、継続でございます。

事務局

資料 21 ページをご覧ください。

番号 83 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計 16 筆、面積が合わせまして ■■■■㎡、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023 年 6 月 29 日から 2026 年 6 月 28 日までの 3 年間、単価は ■■■■円、賃貸価格が ■■■■円、継続でございます。

事務局

資料 22 ページをご覧ください。

番号 84 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の 12 筆、面積が ■■■■㎡、利用目的は転作田と採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023 年 6 月 29 日から 2026 年 6 月 28 日までの 3 年間、単価は田んぼが ■■■■円、畑が ■■■■円、賃貸価格が ■■■■円、継続でございます。

事務局

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 土地現況証明願について】

議長

「日程第 6 議案第 4 号 土地現況証明願についてを議題といたします。

議長

事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局

はい。議案 4 ページをご覧ください。

議案第 4 号 土地現況証明願について。

別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。

令和 5 年 6 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料の 23 ページをご覧ください。

番号 3 番。所在につきましては[]、[]の 2 筆、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、面積が合わせまして []㎡、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更のためとなっておりまして、所有者、願出者共に []、[]さんでございます。場所につきましては、24 ページ、25 ページの図 2、図 3 のとおりでございます。

こちらにつきましては、2023 年 6 月 23 日に松崎代理、弥佐委員、高橋委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。

事務局

番号 4 番。所在につきましては []、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、面積が []㎡、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更のためとなっておりまして、所有者、願出者共に []、[]さんでございます。

場所につきましては、26 ページ、27 ページの図 4、図 5 のとおりでございます。

以上につきましては、2023 年 6 月 23 日に松崎代理、金谷委員、小島委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。以上で説明を終わります。

議長

はい、説明が終わりました。

議案第 6 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第25回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 5 年 8 月 29 日

会議録署名委員

7 番

森 正勝

8 番

小島 敏人

議長

原 田 喜博